

(表紙)

身延町森林整備計画

山梨県

身延町

身延町森林整備計画(変更)

計画期間 自 令和 2年 4月 1日
至 令和12年 3月31日
(変更年月日 令和4年4月1日)

山 梨 県
身 延 町

(○印 変更のある計画事項又は計画項目)

目次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
○3	森林施業の合理化に関する基本方針	1
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
○2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
○2	天然更新に関する事項	4
○3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	4
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	4
5	その他必要な事項	5
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	5
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	5
2	保育の種類別の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	5
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	5
○1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	5
○2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	7
3	その他必要な事項	7
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	12
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	12
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	12
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	12
○4	森林経営管理制度の活用に関する事項	12
5	その他必要事項	12
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	12
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	12

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	12
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	13
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	13
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	13
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	13
3	作業路網の整備に関する事項	13
4	その他必要な事項	13
第8	その他必要な事項	13
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	13
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	13
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	13
III	森林の保護に関する事項	13
第1	鳥獣害の防止に関する事項	13
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	13
2	その他必要な事項	14
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	14
○1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	14
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	14
3	林野火災の予防の方法	14
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	14
5	その他必要な事項	14
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	15
1	保健機能森林の区域	15
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	15
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	15
4	その他必要な事項	15
V	その他森林の整備のために必要な事項	15
1	森林経営計画の作成に関する事項	15
2	生活環境の整備に関する事項	15
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	15
4	森林の総合利用の推進に関する事項	15
5	住民参加による森林の整備に関する事項	15
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	15
○7	その他必要な事項	15

変更理由

- 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項の追加
 - ・「森林施業の合理化に関する基本方針」について、森林環境譲与税の活用方針を定め林業施策の推進等に活用することとしたため追加するものである。

- 森林の整備に関する事項の追加
 - ・「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」について、林地の保全に留意した適切な伐採・搬出の確保のための標準的な方法を定め追加するものである。
 - ・「天然更新に関する事項」について、5ha以上の皆伐を計画した届出書が提出された場合の可否の判断基準を追加するものである。
 - ・「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」について、確実な更新の確保のための基準を定め追加するものである。
 - ・「公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法」について、複層林施業の具体例を追加するものである。
 - ・「公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法」について、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を見直し、追加するものである。
 - ・「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法」について、特に効率的な森林施業が可能な森林での再造林を促進するための設定条件等を追加するものである。
 - ・「森林経営管理制度の活用に関する事項」について、森林経営管理事業で実施する森林整備に関する詳細事項は、森林経営管理意向調査全体計画で定めることとしたため追加するものである。

- 森林の保護に関する事項の追加
 - ・「森林病虫害の駆除及び予防の方法」について、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が急速に拡大していることに伴い防除の方針について追加するものである。

- その他森林の整備のために必要な事項の追加
 - ・「その他必要な事項」について、町の森林環境譲与税の活用方針を定めることとしたため、追加するものである。

本文中「前計画書」とは、令和2年4月1日施行の森林整備計画である。

また、変更のない計画事項及び計画項目は、計画事項名又は計画項目名のみを記載しており、計画事項及び計画項目に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

前計画書のとおり。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

前計画書のとおり。

(2) 森林資源の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

前計画書のとおり。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、町内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。また、森林整備を行うべき森林の所有者及び境界が不明確である事が面的な森林施業の集約化の促進を困難にしている。

そのため、フォレスター、森林施業プランナー、県、森林組合等の林業経営体、森林所有者、町等で相互に連絡を密にして、森林所有者及び森林境界の明確化、意欲と能力のある林業経営体等による森林施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

森林施業の中心になる森林組合等の林業経営体は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。

一方、林道や林業専用道からの距離が短い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き切りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道への転換を図る。

主伐後の伐採跡地はこれまで標準的な人工植栽を基本としてきたが、造林コストの縮減等や多様な森林の造成の観点から、コンテナ苗を活用した一貫作業システムの導入や、天然力を活用した更新も実施する。

人工植栽地については、その後適時適切な間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合を中心に森林所有者、フォレスター、森林施業プランナー、林業普及指導員、県林務環境事務所職員、町林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。

さらには、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

また、平成25年度から身延町と南部町との町界の三石山林道付近において、関東森林管理局、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター、峡南林務環境事務所、身延町森林組合、南部町森林組合の5者が、森林施業の効率化等を目的とした森林整備推進協定を締結しており、この取り組みを通じて、地域の林業・木材産業の活性化を図るものとする。

上記に加えて、平成31年4月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、本町においても森林環境譲与税(以下、「本税」という。)が譲与されることになったことから、使途に関する活用方針を定め、森林整備や人材育成、木材利用の推進など本町における林業施策の推進及び課題解決のために本税の活用を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

前計画書のとおり。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあつては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木

材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を参考にすること。

樹種	生産目標	期待径級 (c m)	主伐の時期 (年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

- 3 その他必要な事項
前計画書のとおり。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

- (1) 人工造林の対象樹種
前計画書のとおり。
- (2) 人工造林の標準的な方法
前計画書のとおり。
- (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間
前計画書のとおり。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、伐採及び伐採後の造林の届出において、5 ha以上の皆伐を計画した届出書が提出された場合には現地確認等を実施して天然更新の実施の可否を判断する。

- (1) 天然更新の対象樹種
前計画書のとおり。
- (2) 天然更新の標準的な方法
前計画書のとおり。
- (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
前計画書のとおり。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

- ・ 現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性樹種から構成される天然林・二次林が更新対象地周辺に存在せず、林床にも高木性樹種の稚樹が存在しない場合。ただし、更新対象地内に母樹となり得る高木が10本/ha以上残存している場合は除く。
- ・ ササ類が林床を一面に被覆している森林
- ・ ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

上記の基準による森林のうち、所在の明らかな森林はなし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき

旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

前計画書のとおり。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

前計画書のとおり。

5 その他必要な事項

前計画書のとおり。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

前計画書のとおり。

2 保育の種類別の標準的な方法

前計画書のとおり。

3 その他必要な事項

(1) 間伐及び保育の基準

前計画書のとおり。

(2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

前計画書のとおり。

(3) 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等

前計画書のとおり。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

前計画書のとおり。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
前計画書のとおり。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべ

き森林（快適環境形成機能維持増進森林）

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林／生物多様性保全機能維持増進森林）

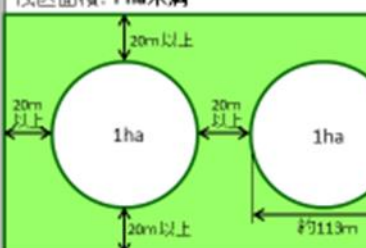
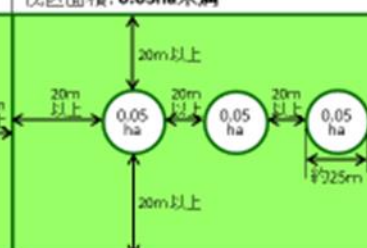
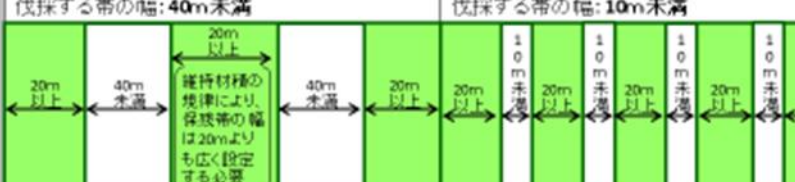
イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとするが、複層林施業によっては、公益的機能の維持管理を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限については、標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とした上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。このため、以下の伐期齢の下限に従った施設及びその他の施業を推進すべき森林を、推進するべき施業の方法ごとに別表2に定める。

複層林施業を推進すべき森林における施業の具体例（森林経営計画の基準例）

○ 複層林施業を推進すべき森林における施業の実施基準

	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林
伐採率(材積率)	70%以下	30%以下 (伐採後の造林を人工植栽による場合40%)
維持材積	標準伐期齢における立木材積の50%以上	標準伐期齢における立木材積の70%以上
保残帯の幅	20m以上(ただし、伐採率・維持材積に応じて適切に設定)	
伐区の形状	伐区面積: 1ha未満 	伐区面積: 0.05ha未満 
	帯状伐採 	伐採する帯の幅: 40m未満
間伐の方法	【単層林である場合】Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう伐採	
植栽の方法	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適切な更新が困難な森林】標準的な植栽本数を2年以内に植栽	

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ・ シラベ	その他 針葉樹	クスギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本町	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	80	90	80	80	100	140	60	30	100

2 木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、「別表1」に定める。

そのうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として同じく「別表1」に定める。

(2) 施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第1の2に示した主伐時期を目安とする。主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が20ヘクタール以下となるようにすることとする。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的かつ効率的な木材等の生産が可能となる資源構造になるよう努めるものとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

3 その他必要な事項

前計画書のとおり。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	9-1, 9-2, 10, 11-1, 11-2, 12-1, 12-2, 13, 14-1, 14-2, 16, 99 ~ 104, 145 ~ 156, 157-1, 157-2, 158 ~ 170, 171-1, 171-2, 172-1, 172-2, 173, 175~177, 179, 183~185, 187, 189 林班 ただし、以下の小班を除外する (10 に 4, 5, へ 1, 6~9, ほ 1, 2, 4~7, 9~11, 13, 11-1 い 2, 3, 6, 101 ~ 1, 2, 102 ほ 1, 103 に 1, 104 い 1, 2, 10, は 5, 6, ほ 1, 145 に 5, 146 い 1~10, ち 2, 4, 8~10, に 1~7, 9, へ 2, 5, 6, ほ 5, 8~16, り 1, ろ 1, 3~5, 152 は 1, 165 い 2~4, 6, は 4~6, 8, 9, ろ 2, 6~8, 166 い 2, 3, は 4, ろ 1, 2, 4, 5, 11~13, 167 い 1, 2, 6, 8, 13, に 6, 171-1 い 2, 4, 5, に 4, 6, は 1, 5, 7, ろ 2, 3, 5, 171-2 い 1, 2, 173 い 1 ~ 4, 6 ~ 8, 10, 11, 13, 15~17, 19, に 1~4, 6~17, は 1, 2, 4~8, ほ 1~3, ろ 1~4, 177 ろ 1, 179 い 3, 4, 8~11, は 1~3, 5, 6, 8, 10, ろ 1~5, 7, 8, 10, 11, 13, 14, 18, 183 い 2, 3, 6, 7, 11, は 2, 4, ろ 2, 3, 5, 7, 185 い 2~7)	6, 451. 39
民有林 (a)	3 ~ 6, 9 ~ 12, 15, 28 ~ 33, 38 ~ 47, 49 ~ 65, 68 ~ 74, 76 ~ 90, 101, 102, 104, 105, 108 ~ 122, 124, 134, 149, 156, 170, 181 ~ 184, 187 ~ 205, 208 ~ 217, 301 ~ 313, 402 ~ 407, 412 ~ 418, 428 ~ 438, 441 ~ 442	13, 029. 72
	小 計	19, 481. 11
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	9-1, 9-2, 10, 11-1, 11-2, 12-1, 12-2, 13, 14-1, 14-2, 16, 99 ~ 104, 145 ~ 156, 157-1, 157-2, 158 ~ 170, 171-1, 171-2, 172-1, 172-2, 173, 175~177, 178-2, 179, 183~185, 187, 189 林班 ただし、以下の小班を除外する (10 に 4, 5, へ 1, 6~9, ほ 1, 2, 4~7, 9~11, 13, 11-1 い 2, 3, 6, 101 ~ 1, 2, 102 ほ 1, 103 に 1, 104 い 1, 2, 10, は 5, 6, ほ 1, 145 に 5, 146 い 1~10, ち 2, 4, 8~10, に 1~7, 9, へ 2, 5, 6, ほ 5, 8~16, り 1, ろ 1, 3~5, 152 は 1, 165 い 2~4, 6, は 4~6, 8, 9, ろ 2, 6~8, 166 い 2, 3, は 4, ろ 1, 2, 4, 5, 11~13, 167 い 1, 2, 6, 8, 13, に 6, 171-1 い 2, 4, 5, に 4, 6, は 1, 5, 7, ろ 2, 3, 5, 171-2 い 1, 2, 173 い 1~4, 6 ~ 8, 10, 11, 13, 15~17, 19, に 1~4, 6~17, は 1, 2, 4~8, ほ 1~3, ろ 1~4, 177 ろ 1, 179 い 3, 4, 8~11, は 1~3, 5, 6, 8, 10, ろ 1~5, 7, 8, 10, 11, 13, 14, 18, 183 い 2, 3, 6, 7, 11, は 2, 4, ろ 2, 3, 5, 7, 185 い 2~7)	6, 451. 50

<p>民 有 林</p> <p>(b)</p>	<p>縣行分収林</p> <p>5(779), 6(11, 675, 780, 1808, 1876, 1936, 2168, 2169), 9(2115), 10(2077), 11(198, 284, 673, 772, 2035), 15(1356), 18(1090, 1091), 19(966), 20(1628), 21(1629, 1723, 1724, 1813, 1814, 1815, 1875), 22(1998), 23(1935, 1996, 1997), 24(1630), 26(400, 518), 30(94, 775, 776, 970, 1092), 31(1229, 1495, 1496, 1497, 1631, 1725), 33(361, 2075), 35(969, 1230, 1498), 36(777, 778, 1093, 1094, 1231), 37(516, 865, 866, 867, 967, 968, 1095, 1096), 38(1099, 1357, 1358, 1359, 2037), 39(1098, 1232, 1233, 1812, 2076), 40(864, 1097, 1234, 1235, 1360, 1361, 1501), 41(35, 65), 42(362, 590, 2148), 43(1632), 44(102, 103, 517, 1499, 1500, 1633, 2167), 45(95), 46(68), 47(452), 54(1502, 1503, 1504, 1634, 1635, 1636, 1726, 1727), 55(591, 677, 1236, 1362, 1727, 1809), 62(105), 63(104, 176), 64(1365, 2078, 2150), 65(454, 1995), 66(515, 589, 2036), 68(674), 70(965, 1227, 1228, 1505, 1637, 5034, 5035), 71(74, 238, 1363, 1937, 1938, 1939, 1993, 1994), 72(27, 31, 33, 67, 72, 1089, 1364, 1638, 1639, 1810, 1811), 73(66, 73, 239, 773, 868, 1088, 1728, 1729, 1730), 74(32, 101), 76(2038, 2039, 2116, 2149), 77(676), 78(199, 2079), 79(64, 1992), 80(96, 147), 83(453, 774), 102(154, 392, 439, 513, 600), 104(514), 112(688, 783, 878, 879, 981, 1116), 113(293, 354, 1246), 116(100), 117(107, 1117), 119(357, 1247), 120(1644), 121(1510), 122(34), 135(1374), 139(599), 142(1741), 143(1511, 1739, 1740), 144(1375, 1646), 145(1645), 148(233, 784, 875, 880), 149(979, 1742), 151(597, 686), 152(978), 154(1823), 171(1376), 172(1820, 1885), 175(231), 177(598, 685, 1112, 1113), 179(977, 1111), 185(235, 236, 244, 355, 393, 444), 187(356, 395, 442, 781, 876), 188(441), 189(394, 440), 190(1743), 191(1248), 192(980, 1114), 193(182), 196(687, 1249, 1250, 1251, 1377, 1378, 1379), 198(1513), 199(1514, 1515), 200(1512), 201(92, 175, 234, 1115, 1380), 202(1380), 203(173, 174), 205(1252, 1649, 1744, 1745, 1746, 1948, 1949), 206(98, 1253, 1381, 1382, 1516, 1650, 1651, 1747, 2002), 207(1383, 1517), 209(1254, 1384, 1518, 2003), 211(782, 1118, 1519), 213(1385, 1652), 215(877, 1821), 216(443, 877), 403(63), 404(62), 417(93), 419(237, 974), 420(873, 973), 421(788, 789), 422(787), 423(1368), 430(93), 433(1103), 443(975, 1942), 444(872)</p>	<p>1, 016. 24</p>
	<p>小 計</p>	<p>7, 467. 74</p>

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林		
	民有林		
	小 計		0.00
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林	165 に 1, 166 に 1~3, 177 ~ 9, 千	21.03
	民有林	313 林班 (4217 の一部)	51.00
	小 計		72.03
うち生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林		
	民有林		
	小 計		0.00
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林	10, 11-1, 13, 14-1, 15, 101~104, 146~152, 157-2, 165~167, 170, 171-1, 171-2, 173, 176, 177, 179, 183~185 林班	3, 520. 25
	民有林	〔身延地区〕 101, 102, 104~122, 124, 134~156, 170~217, 301~313 〔中富地区〕 401~444 〔下部地区〕 3~6, 9~90 林班	16, 933. 63
	小 計		20, 453. 88
うち特に効率的な	県有林		

施業が可能な森林	民有林	
	小 計	

※ 民有林は、地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林。

※ 県有林の植樹用貸地については、民有林に含む。

※ 民有林（b）の外数字は林班番号を、（ ）内の数字は台帳番号を示す。

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		県有林	別表 1 : 県有林(a)に示す区域全て	6,451.39
		民有林	別表 1 : 民有林(a)に示す区域全て	13,029.72
		小 計		19,481.11
長伐期施業を推進すべき森林		県有林		
		民有林	313 林班 (4217 の一部)	51.00
		小 計		51.00
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	県有林	別表 1 : 県有林(b)及び(d)に示す区域全て	6,451.50
		民有林	別表 1 : 民有林(b)に示す区域全て	1,016.24
		小 計		7,467.74
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	県有林		
		民有林		
		小 計		0.00
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		県有林		
		民有林		
		小 計		0.00

- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
前計画書のとおり。
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための
方策
前計画書のとおり。
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
前計画書のとおり。
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、町が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と実行力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
また、森林経営管理事業で実施する森林整備に関する詳細事項は、「森林経営管理制度全体計画」で定めるものとする。
 - (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。
 - (3) 経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。
 - 5 その他必要な事項
前計画書の通り。
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
前計画書のとおり。
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
前計画書のとおり。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

前計画書のとおり。

4 その他必要な事項

前計画書のとおり。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

前計画書のとおり。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

前計画書のとおり。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

前計画書のとおり。

(2) 細部路網に関する事項

前計画書のとおり。

4 その他必要な事項

前計画書のとおり。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

前計画書のとおり。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

前計画書のとおり。

(3) 林業経営体の体質強化方策

前計画書のとおり。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

前計画書のとおり。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

前計画書のとおり。

(3) 林業機械化の促進方策

前計画書のとおり。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

前計画書のとおり。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

前計画書のとおり。

(2) 鳥獣害の防止の方法

前計画書のとおり。

2 その他必要な事項

前計画書のとおり。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。

松くい虫被害対策については、森林病虫害等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。具体的には高度公益機能森林及び身延町松くい虫被害対策地区実施計画に定める地区保全松林といった保全すべき松林については、樹幹注入や伐倒駆除を実施する。地区被害拡大防止森林については松くい虫被害を受けないヒノキ等に樹種転換を図ることとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、令和元年11月に本町での被害が確認された。被害拡大防止のため、国、県、森林組合等の関係機関と連携を図りながら防除に努め、被害拡大の未然防止を図るものとする。また、このうち伐倒駆除については道路沿線や人家に近い場所を重点的に行う。また、被害を早期に発見できるように、特に被害の発生しやすい梅雨明けから10月頃にかけて巡視活動を行うなど、被害調査の強化に努める。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者の理解を得ながら、駆除及び被害木の伐採・有効利用に関する指導を行うこととする。

(2) その他

前計画書のとおり。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

前計画書のとおり。

3 林野火災の予防の方法

前計画書のとおり。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

前計画書のとおり。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

前計画書のとおり。

(2) その他

前計画書のとおり。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

前計画書のとおり。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

前計画書のとおり。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

前計画書のとおり。

(2) 立木の期待平均樹高

前計画書のとおり。

4 その他必要な事項

前計画書のとおり。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

前計画書のとおり。

(2) その他

前計画書のとおり。

2 生活環境の整備に関する事項

前計画書のとおり。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

前計画書のとおり。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

前計画書のとおり。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

前計画書のとおり。

7 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

前計画書のとおり。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導

前計画書のとおり。

(3) 町有林の整備について
前計画書のとおり。

(4) しだれ桜の里について
前計画書のとおり。

(5) 木質バイオマスの利用について
前計画書のとおり。

(6) 森林化した農地について
前計画書のとおり。

(7) 森林環境譲与税の用途に関する基本方針

森林環境譲与税の活用に関する基本的な施策や事業の優先度、用途及び留意事項等については、「身延町森林環境譲与税活用方針」を定め、これに記載される事項を遵守する。

參考資料

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方で、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害が激甚化・多様化するようになってきており、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている状況にある。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

本指針は、これらを踏まえ、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を示すものである。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- ① 持続的な林業の確立に向けて、立木の買付けや伐採の作業受託の際に、森林所有者に対して、再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。
- ② 林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないように、伐採の適否、択伐、分散伐採その他の伐採方法及び更新の方法を決定する。
- ③ 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。
- ④ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所・樹木を森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空洞木の保残等を行う。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。
- ⑤ 気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

4 集材路・土場の計画及び施工

(1) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設

- ① 図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画する。
- ② 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。
- ③ やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。
- ④ 集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行う。
- ⑤ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。
- ⑥ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所を設置する。
- ⑦ 集材路・土場の作設により露出した土壌が溪流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。
- ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。
- ⑨ 伐採現場の土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。
- ⑩ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行う。

(2) 人家、道路、取水口周辺等での配慮

- ① 集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。
- ② 水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。

(3) 生物多様性と景観への配慮

- ① 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。
- ② 集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。

(4) 切土・盛土

- ① 切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。
- ② 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。
- ③ 残土が発生した場合には、残土が溪流に流出しないよう溪流沿いを避け、地盤の安定した箇所小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

(5) 路面の保護と排水の処理

- ① 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。
- ② 路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所でこまめに行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。

(6) 溪流横断箇所の処理

- ① 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。
- ② 洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去する。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。
- ② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。

- ③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。
- ④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。
- ⑤ 枝条等が雨水により溪流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。
- ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みをするのを避ける。

6 事業実施後の整理

(1) 枝条・残材の整理

- ① 枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に溪流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる。

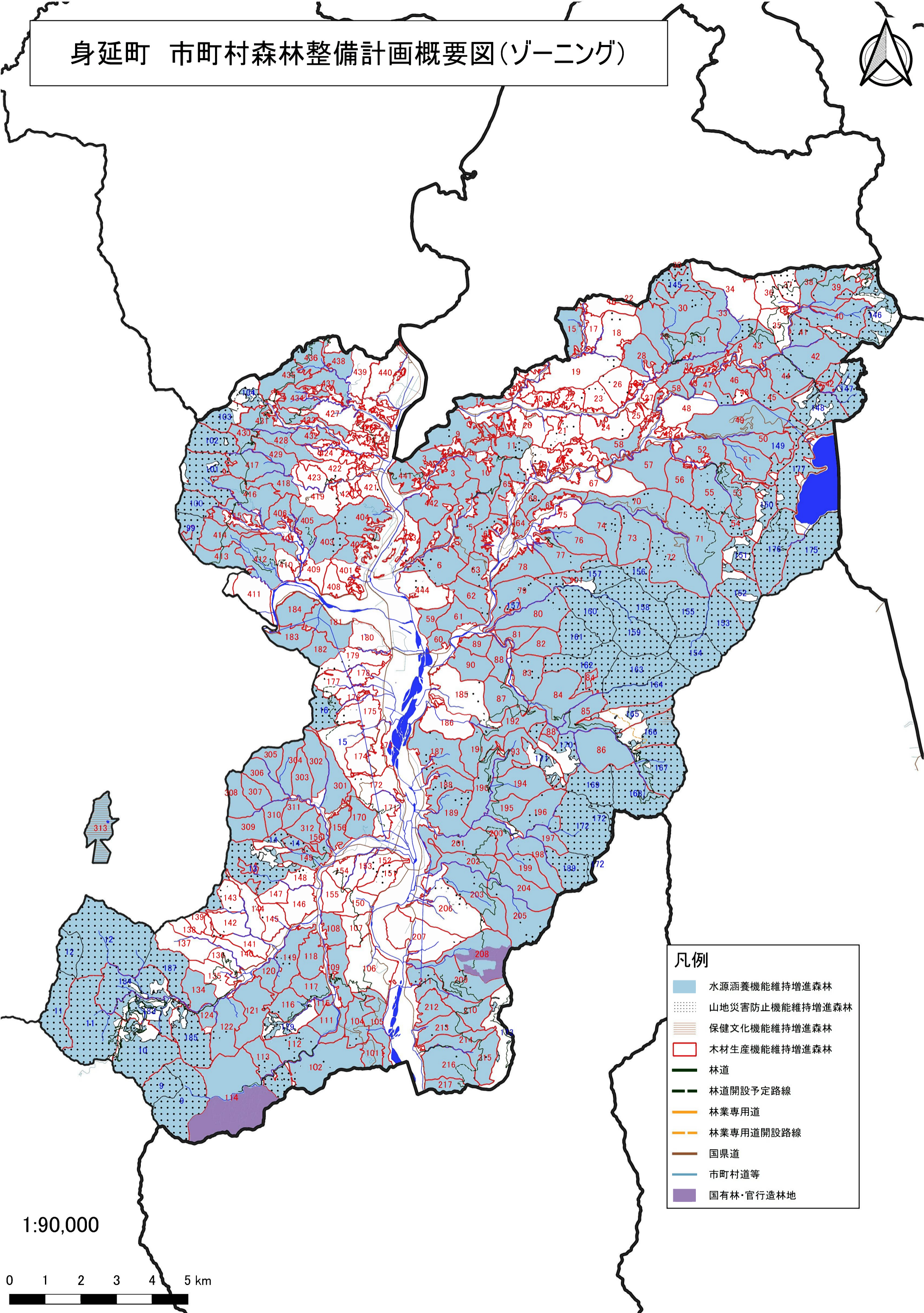
(2) 集材路・土場の整理

- ① 集材路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。
- ② 伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。
- ③ 全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を行う。

7 その他

- ① 森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、集材路ではなく、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設する。
- ② 集材路・土場の作設に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。
- ③ 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。
- ④ この指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。

身延町 市町村森林整備計画概要図(ゾーニング)



- 凡例**
- 水源涵養機能維持増進森林
 - 山地災害防止機能維持増進森林
 - 保健文化機能維持増進森林
 - 木材生産機能維持増進森林
 - 林道
 - 林道開設予定路線
 - 林業専用道
 - 林業専用道開設路線
 - 国県道
 - 市町村道等
 - 国有林・官行造林地

1:90,000

